

矢掛町農業委員会議事録

1. 開催日時

令和8年2月27日（金）午前9時30分～午前10時00分

2. 開催場所

矢掛町役場 2階 第1会議室

3. 出席委員 14名

農業委員 8名			農地利用最適化推進委員 7名		
1番	岸野 敏夫	欠	矢掛地区推進委員	小坂 一司	出
2番	水川 治	出	美川地区推進委員	竹内 恵夫	出
3番	大山 勝之	出	三谷地区推進委員	浅野 尚宏	出
5番	藤原 国夫	出	山田地区推進委員	神田 浩志	出
6番	松田 智仁	出	川面地区推進委員	妹尾 宣明	出
7番	谷許 安治	出	中川地区推進委員	多賀 秀樹	出
8番	坪井 幹子	出	小田地区推進委員	土井 博文	出
9番	高月 周次郎	出			

4. 議案日程

- (1) 議案第55号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- (2) 議案第56号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- (3) 議案第57号 農用地利用集積等促進計画（No. 14）（案）の決定に対する意見について（所有権の移転に関するもの）
- (4) 議案第58号 農用地利用集積等促進計画（No. 15）（案）の決定に対する意見について（農地中間管理権の設定に関するもの）
- (5) 議案第59号 農用地利用集積等促進計画の作成に係る岡山県農地中間管理機構への要請について（農地中間管理権の設定に関するもの）
- (6) 議案第60号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について（矢掛町全域）
- (7) 議案第61号 「令和8年度最適化活動の目標の設定等（案）」の決定について

議 長	それでは、ただ今から令和7年度第12回農業委員会総会を開催します。
議 長	<p>本日は、<u>岸野</u>委員が欠席です。過半数の出席がありましたので、矢掛町農業委員会会議規則第6条により、総会は成立します。</p> <p>本日の署名委員は、矢掛町農業委員会会議規則第13条により、3番 大山委員と、5番 藤原委員を指名します。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>本日の議事につきましては、議案第<u>55</u>号から議案第<u>61</u>号の<u>7</u>議案です。</p>
議 長	議案第<u>55</u>号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、<u>4</u>件議題とします。事務局から説明します。
事 務 局	<p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>以上4件について、総会次第の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。</p> </div>
議 長	事務局の説明が終わりました。 事案番号 <u>55</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
2番委員	譲渡人はこちらの農地を管理することが難しいということで、現在草刈り等の管理をしてくれている譲受人へ所有権移転することになりました。特に問題はないと思います。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>55</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>55</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 <u>56</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
5番委員	譲渡人は町外在住の為、耕作が出来ないということで、所有権移転となりました。譲受人は手広く農業をやっており、適切に維持、管理出来るものと思われま

<p>議 長</p> <p>各 委 員</p> <p>議 長</p>	<p>ので、特に問題はありません。</p> <p>地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>56</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がありませんので、事案番号 <u>56</u> 番につきましては、許可と決定します。</p>
<p>議 長</p> <p>5 番委員</p> <p>議 長</p> <p>各 委 員</p> <p>議 長</p>	<p>事案番号 <u>57</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。</p> <p>譲渡人の農業廃止に伴い所有権移転となりました。譲受人は福祉関係の仕事をしており、子供達に食育や農業体験をさせたいと考えています。適切に管理することですので、問題はないと思います。</p> <p>地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>57</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がありませんので、事案番号 <u>57</u> 番につきましては、許可と決定します。</p>
<p>議 長</p> <p>5 番委員</p> <p>議 長</p> <p>各 委 員</p> <p>議 長</p>	<p>事案番号 <u>58</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。</p> <p>こちらも譲渡人の農業廃止に伴い所有権移転となりました。譲受人は放課後等デイサービス（あーとてらこや）を運営しており、子供達の療育等を目的としています。譲受人は適切に管理出来るものと思われますので、問題はないと思います。</p> <p>。 </p> <p>地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>58</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がありませんので、事案番号 <u>58</u> 番につきましては、許可と決定します。</p>

議 長	議案第 <u>56</u> 号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、 <u>1</u> 件議題とします。事務局から説明します。
事 務 局	(議案朗読説明) <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>事案番号21番は、申請農地から500m以内に2以上の教育施設、医療施設、公共施設が存在するため、第3種農地としています。 総会次第に現地確認写真を載せております。</p> </div>
議 長	事務局の説明が終わりました。事案番号 <u>21</u> 番について、地元農業委員の意見をお願いします。
5 番 委 員	現地を確認しました。こちらは、隣接する山林一帯を住宅分譲地として転用するという案件になります。矢掛町土地開発公社が譲り受けるということですので、特に問題はありません。
議 長	地元委員から意見がありました。事案番号 <u>21</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>21</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	議案第 <u>57</u> 号 矢掛町農用地利用集積等促進計画 (No. 14) (案) の決定に対する意見について、事務局から説明します。 <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>議案第57号は、岡山県農地中間管理機構を通して農地の所有権移転を行う案件です。この農地中間管理機構の特例事業を活用した場合、契約書の作成や登記を機構が行い、税制上の優遇措置を受けることができます。農地所有者と耕作者から提出のあった計画内容を市町村長が決定するにあたり、農業委員会の意見を提出することとなっております。</p> </div>
事 務 局	(計画の内容について説明)
議 長	事務局の説明が終わりました。 <u>議案57号</u> について、意見等をお願いします。
各 委 員	(異議なし)

議 長	異議がありませんので、議案第 57 号について、「異議なし」と決定します。
議 長	<p>議案第 58 号 矢掛町農用地利用集積等促進計画 (No. 15) (案) の決定に対する意見について、私の自己に関する案件が含まれており、「農業委員会等に関する法律」第 31 条及び「矢掛町農業委員会会議規則」第 10 条の議事参与の制限に該当しますので、この議案の審議が終了するまで、私は退席します。議事の進行は 同法第 107 条の規定を準じて運用し、最年長農業委員である谷許委員へお願いいたします。</p> <p>(午前 9 時 50 分 各委員 退席)</p>
7 番委員	高月会長に代わり、議事を進行します。 事務局から説明します。
事 務 局	<p>議案第 58 号は、地域計画内の農地について、岡山県農地中間管理機構を通して農地の貸借を行う案件であります。なお、地域計画外の農地の貸借については、次の議案で審議いただきます。</p> <p>(計画の内容について説明)</p>
7 番委員	事務局の説明が終わりました。議案第 58 号について、意見等をお願いいたします。
各 委 員	(異議なし)
7 番委員	異議がありませんので、議案第 58 号について、「異議なし」と決定します。 (午前 9 時 53 分 各委員 復席)
議 長	議案第 59 号 農用地利用集積等促進計画の作成に係る岡山県農地中間管理機構への要請について、事務局から説明します。
事 務 局	<p>議案第 59 号は、地域計画外の農地について、岡山県農地中間管理機構を通して農地の貸借を行う案件であります。農地所有者と耕作者から提出のあった貸借内容を市町村長が決定するにあたり、農業委員会から農地中間管理機構へ、農用地利用集積等促進計画の作成を要請するものです。</p> <p>(計画の内容について説明)</p>

議 長	議案第 59 号につきまして、意見等をお願いします。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、議案第 59 号について、岡山県農地中間管理機構へ計画作成を要請します。
議 長	議案第 60 号 耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について、議題とします。 事務局から説明します。
事 務 局	集計表にありますとおり、今回対象となっている農地は、14 地区、245 筆、約 13 ha です。 (抽出基準、各地区の一覧表についての説明) 以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。 議案第 60 号につきまして、リストのとおり、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当しないと判断してよろしいか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、議案第 60 号につきまして、リストのとおり、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当しないと判断することを議決します。
議 長	議案第 61 号 「令和 8 年度最適化活動の目標の設定等(案)」の決定について、議題とします。 事務局から説明します。
事 務 局	本件は、農業委員会の 1 年間の活動目標 (案) を審議するものです。 では、内容について説明させていただきます。 (議案朗読説明)
議 長	事務局の説明が終わりました。「令和 8 年度最適化活動の目標の設定等(案)」につきまして、意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、(案) のとおり、決定することを議決します。今後、町

	ホームページで公表することとします。
議 長	次に 4.各種報告 について確認します。
議 長	(1) 農地改良届 について 地元推進委員の確認の報告をお願いします。
美川地区 推進委員	事案番号1番について、確認しました。問題ありません。
議 長	(2) 利用目的の変更届 について 地元推進委員の確認の報告をお願いします。
川面地区 推進委員	事案番号1番について、確認しました。問題ありません。
議 長	(3) 農地法第18条の規定による合意解約通知 について 地元推進委員の確認の報告をお願いします。
美川地区 推進委員	事案番号1番について、確認しました。問題ありません。
山田地区 推進委員	事案番号2番から5番について、確認しました。問題ありません。
川面地区 推進委員	事案番号6番から8番について、確認しました。問題ありません。
議 長	(4) 農地転用の工事完了報告 について 地元農業委員の確認の報告をお願いします。
川面地区 推進委員	三谷地区について、確認しました。問題ありません。
3番委員	小田地区について、確認しました。問題ありません
議 長	以上で、今月の議案についての審議は終了しました。 これを持ちまして、本日の農業委員会総会を終了します。 引き続き、協議会を開催します。